

令和 7 年 2 月 5 日
みどり 3 3 推進担当部公園緑地課

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例

1 改正理由

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき料金改定を行うため、世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する。

なお、世田谷区立多摩川玉堤広場は、隣接する大田区立多摩川田園調布緑地と併せて世田谷区及び大田区が共同で運営を行っているため、改定額及び改定後料金の適用開始時期は両区で調整の上、決定している。

2 改正内容（別紙 新旧対照表参照）

3 施行予定日

公布の日より施行（令和 8 年 4 月 1 日から適用）

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3 月	公布（同日施行）
令和 8 年	4 月	改定後料金適用開始

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立多摩川玉堤広場条例 昭和53年11月30日条例第44号 改正 昭和61年3月29日条例第21号 平成3年3月13日条例第15号 平成5年3月12日条例第27号 平成7年3月10日条例第21号 平成7年11月15日条例第70号 平成17年9月29日条例第67号 令和6年6月21日条例第36号 <u>令和7年3月●日条例第●号</u> 世田谷区立多摩川玉堤広場条例 (目的及び設置) 第1条 区民の憩いの場を確保するとともに、健康の増進を図るため、東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号先に世田谷区立多摩川玉堤広場(以下「広場」という。)を設置する。 (施設) 第2条 広場には、次に掲げる施設を設ける。 (1) 少年野球場 (2) 庭球場 (3) サッカー場 (使用料) 第3条 広場の使用料は、別表のとおりとする。 (使用) 第4条 施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。	○世田谷区立多摩川玉堤広場条例 昭和53年11月30日条例第44号 改正 昭和61年3月29日条例第21号 平成3年3月13日条例第15号 平成5年3月12日条例第27号 平成7年3月10日条例第21号 平成7年11月15日条例第70号 平成17年9月29日条例第67号 令和6年6月21日条例第36号 世田谷区立多摩川玉堤広場条例 (目的及び設置) 第1条 区民の憩いの場を確保するとともに、健康の増進を図るため、東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号先に世田谷区立多摩川玉堤広場(以下「広場」という。)を設置する。 (施設) 第2条 広場には、次に掲げる施設を設ける。 (1) 少年野球場 (2) 庭球場 (3) サッカー場 (使用料) 第3条 広場の使用料は、別表のとおりとする。 (使用) 第4条 施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

改正後	改正前
2 区長は、管理上支障があると認めたときは、施設の使用を承認しない。 (使用の条件) 第5条 区長は、施設の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用料の納付) 第6条 庭球場及びサッカー場の使用の承認を受けた者は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 (使用料の不還付) 第7条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。 (使用料の免除) 第8条 区長は、相当の理由があると認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。 (使用権の譲渡等の禁止) 第9条 施設の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (使用の制限) 第10条 区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (特別の設備等) 第11条 広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、広場に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ	2 区長は、管理上支障があると認めたときは、施設の使用を承認しない。 (使用の条件) 第5条 区長は、施設の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 (使用料の納付) 第6条 庭球場及びサッカー場の使用の承認を受けた者は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 (使用料の不還付) 第7条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。 (使用料の免除) 第8条 区長は、相当の理由があると認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。 (使用権の譲渡等の禁止) 第9条 施設の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (使用の制限) 第10条 区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (特別の設備等) 第11条 広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、広場に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ

改正後	改正前
区長の承認を受けたときは、この限りでない。 （原状の回復） 第12条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 （損害の賠償） 第13条 使用者は、広場の施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。 （委任） 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。 付 則 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和53年12月規則第60号で、同53年12月 1 日から施行） 付 則（昭和61年 3 月29日条例第21号） 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、昭和61年 4 月 1 日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（平成 3 年 3 月13日条例第15号） この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 5 年 3 月12日条例第27号） この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。 附 則（平成 7 年 3 月10日条例第21号） この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 7 年11月15日条例第70号）	区長の承認を受けたときは、この限りでない。 （原状の回復） 第12条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 （損害の賠償） 第13条 使用者は、広場の施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。 （委任） 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。 付 則 この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和53年12月規則第60号で、同53年12月 1 日から施行） 付 則（昭和61年 3 月29日条例第21号） 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、昭和61年 4 月 1 日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（平成 3 年 3 月13日条例第15号） この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 5 年 3 月12日条例第27号） この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。 附 則（平成 7 年 3 月10日条例第21号） この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成 7 年11月15日条例第70号）

改正後				改正前			
この条例は、平成7年12月1日から施行する。ただし、世田谷区立多摩川玉堤広場のサッカー場の公用開始の日は、同月15日とする。				この条例は、平成7年12月1日から施行する。ただし、世田谷区立多摩川玉堤広場のサッカー場の公用開始の日は、同月15日とする。			
附 則（平成17年9月29日条例第67号）				附 則（平成17年9月29日条例第67号）			
この条例は、平成18年4月1日から施行する。				この条例は、平成18年4月1日から施行する。			
附 則（令和6年6月21日条例第36号）				附 則（令和6年6月21日条例第36号）			
1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。				1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。			
2 この条例による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。				2 この条例による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。			
<u>附 則（令和7年3月●日条例第●号）</u>							
<u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u>							
<u>2 この条例による改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u>							
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
種別		使用料		種別		使用料	
施設	少年野球場	無料		施設	少年野球場	無料	
	庭球場	1面1時間以内	平日		庭球場	1面1時間以内	平日
			土曜日、日曜日及び休日				土曜日、日曜日及び休日
	サッカー場	1面1時間以内	平日		サッカー場	1面1時間以内	平日
			土曜日、日曜日及び休日				土曜日、日曜日及び休日

改正後					改正前				
	附帯設備	温水シャワー室	1 回 5 分以内	100円		附帯設備	温水シャワー室	1 回 5 分以内	100円
		駐車場	<u>自動車 1 台20分以内</u>	100円			駐車場	<u>自動車 1 台30分以内</u>	100円
備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。					備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。				